# 四季が丘自治連合会会則

第1章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、四季が丘自治連合会(以下「本会」という。)と称し、事務局を四季が丘市民センター内に置く。

(会員)

第2条 会員は、四季が丘地区の町内会会員をもって組織し、加入単位は町内会とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、地域住民相互の連帯感及び自治意識の高揚を図り、四季が丘各町内会相互の密接な連携と地域共通の課題解決に努めるとともに、地域内外の各種団体との協働により、地域の発展と福祉の向上に資することを目的とする。

(事業)

- 第4条 前条の目的を達成するため、本会に専門部会及び実行委員会を置く。
- 2 専門部会は、総会で承認を受けた事業計画に基づき、担当事業を推進する。
- (1) 広報部 広報、宣伝、調査活動に関すること。
- (2) 社会福祉部 社会福祉に関すること。
- (3) 保健体育部 体力づくり及び健康増進に関すること。
- (4) 生活安全部 安全・安心及び防犯対策等に関すること。
- (5) 青少年部 青少年の健全育成に関すること。
- (6) 自主防災部 自主防災活動の推進に関すること。
- 3 実行委員会は、それぞれ個々の行事を推進する。
- (1) 夏まつり実行委員会
- (2) とんど実行委員会

第3章 役 員

(役員の種類)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 7名以内
- (3) 理事 11名
- (4) 監事 2名
- (5) 会計 1名
- (6) 書記 1名
- (7) 事務局長 1名

(役員の選出)

- 第6条 役員(理事を除く。)は、総会において選出する。
- 2 理事は、各町内会長をもって当て、総会において報告する。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。また、本会の円滑な 運営のため、専門部会及び実行委員会を統括し、事業を推進するとともに、関係団体との調整 を行う。
- 3 理事は、町内会を代表し、事業執行の調整と推進を図る。
- 4 監事は、本会の執行及び会計事務を監査するとともに、不適切な事実を発見したときは、総会に報告する。また、これを報告するために必要があると認めるときは、総会の招集を請求する。
- 5 会計は、本会の会計事務を処理する。
- 6 書記は、総会、役員会及び円卓会議の議事録を作成する。
- 7 事務局長は、本会の予算及び決算の総括並びに事業執行の調整に当たるとともに、役員相互 の連絡及び関係団体との連絡調整を行う。

(役員の任期)

- 第8条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 役員に欠員を生じた場合は補充できるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(相談役及び顧問)

- 第9条 会長は、本会の運営を円滑に行うため、必要に応じて、相談役及び顧問(以下「相談役 等」という。)を置くことができる。
- 2 相談役等は、役員会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 相談役等の任期は1年とし、再任を妨げない。

(事務局)

- 第10条 会長は、本会の事務運営を補助する事務局を置く。
- 2 事務局員は、会長が委嘱する。

第4章 会 議

(会議の種類)

- 第11条 本会の会議は、次のとおりとする。
- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 円卓会議
- 2 会議は、会長が招集する。

3 会議の議長は、総会にあっては、各町内会から選出された代表者(以下「総代」という。)の 中から選出し、役員会及び円卓会議にあっては、会長が務める。

### 第5章 総 会

(総会の種別)

- 第12条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、総代をもって構成する。
- 2 定時総会は、毎年5月末までに開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、又は会員の5分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときに招集する。
- 4 危機管理上、止むを得ない事情により、総会が開催できないときは、あらかじめ提案した総 会の審議事項について、書面による決議ができるものとする。

# (総会の審議事項)

- 第13条 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
  - (1) 事業計画、事業報告に関する事項
  - (2) 予算、決算に関する事項
  - (3) 役員の選任に関する事項
  - (4) 会則等の改正に関する事項
  - (5) その他本会の運営に必要な重要事項

### (総会の定足数)

- 第14条 総会は、総代の過半数の出席者(委任状を提出した総代を含む。以下同じ。)によって 成立する。
- 2 総代数は、各町内会会員数の1割とし、端数は切り上げ、その選出については、各町内会に 一任する。

# (総会の議決)

第15条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

#### (総会の議事録)

- 第16条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 総代の現在数及び出席者数
  - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経緯の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名が署名しなければならない。

第6章 役員会

(役員会の審議事項)

第17条 役員会は、第5条に規定する役員をもって構成し、次に掲げる事項について審議し、 決議する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会において議決された事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 会長は、必要に応じて、役員以外の関係者の出席を要請することができる。
- 3 役員会の議事は、第15条及び第16条第1項第1号から<u>第</u>4号の規定を準用する。

第7章 円卓会議

(円卓会議の構成)

- 第18条 本会に、四季が丘地区の将来に関する問題解決を図るための協議及び情報交換等を行っための円卓会議を置く。
- 2 円卓会議は、役員のほか、専門部会、実行委員会及び別に定める各種団体の代表者等で構成 する。
- 3 円卓会議の議事は、前条第3項の規定と同様とする。

第8章 会 計

(経費)

第19条 本会の経費は、会費、助成金、補助金、負担金及び寄付金その他の収入をもってこれ に充てる。

(会計年度)

第20条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会費)

第21条 会員は、毎年5月末までに1戸あたり年額500円を納入するものとする。

(助成金等)

- 第22条 助成金等は、次のとおりとする。
  - (1) 助成金 夏まつり助成金
  - (2) 負担金 防犯灯負担金、傷害保険負担金

(役員への報償)

第23条 本会は、役員のうち、会長に報償費を定額で支給する。

(会計監査)

第24条 会計の監査は、随時これを行うことができる。

(会計報告)

第25条 会計報告を作成し、これを総会に報告し承認を得る。

(災害発生時の基金の取扱い)

第26条 災害発生時における災害対策に要する経費の財源として積み立てた災害準備基金の取扱いについては、別に定める。

第9章 個人情報保護

(個人情報保護の取扱い)

第27条 本会の活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、管理及び提供については、別に定める。

第10章 運営細則

(運営細則)

第28条 本会の運営に必要な運営細則は、役員会において別に定める。

附 則

(施行期日)

1 本会則は、令和5年4月1日から施行する。

(組織統合及び名称)

2 四季が丘町内会連合会(平成元年4月制定)及び四季が丘地区コミュニティづくり協議会(平成4年4月制定)を統合し、「四季が丘自治連合会」とする。